

公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則

(平成22年4月1日制定 法人第3201号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）に勤務する教員及び職員（以下「教職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、教員とは教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいい、職員とは教員以外の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、常勤の教職員（公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）の適用を受ける教職員を除く。）に適用する。ただし、特定の事項について特例を定めたときはこの限りではない。

2 山梨県から、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成13年山梨県条例第43号）の規定に基づき、法人に派遣される職員の就業に関する事項については、法人と山梨県で締結される山梨県職員の派遣に関する協定において規定されている事項を除き、この規則を適用する。

3 第1項に規定する教職員以外の教職員の就業については、有期雇用教職員就業規則の定めるところによる。

(法令との関係)

第4条 この規則に定めのない事項については、労基法その他関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第5条 理事長及び教職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第6条 教職員の採用は、選考又は競争試験によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、教員の採用については、公立大学法人山梨県立大学教員選考規程（以下「教員選考規程」という。）、職員の採用については、公立大学法人山梨県立大学職員選考規程（以下「職員選考規程」という。）の定めるところによる。

3 理事長は、任期を定めて教職員を採用することができる。（任期を定めて採用された教職員を以下「任期付教職員」という。）この場合の任期その他必要な事項については、公立大学法人山梨県立大学教職員任期規程の定めるところによる。

(採用時の提出書類)

第7条 教職員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。ただし、理事長が提出を要しないと認める場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 最終学歴の卒業証明書
- (2) 健康診断書（3月以内のもの）
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 勤務（職歴）証明書
- (5) 就こうとする職務に必要な資格に関する証明書
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 教職員は、前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、その都度、速やかにこれを届け出なければならない。

(試用期間)

- 第8条 新たに教職員として採用された者については、採用の日から6月を試用期間とする。ただし、理事長が特に認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。
- 2 前項の試用期間は、理事長が特に認めるときは、1年に至るまで延長することができる。
- 3 試用期間は、勤続期間に通算する。
- 4 試用期間中又は試用期間満了時に、教職員として不適格と理事長が認めた場合は、解雇することができる。

第2節 労働条件の明示

(労働条件の明示)

- 第9条 理事長は、労働契約締結の際に、採用しようとする教職員に対し、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。その他の労働条件については口頭又は文書により明示するものとする。
- (1) 労働契約の期間に関する事項(任期付教職員にあっては、当該任期満了後における当該雇用の更新の有無、通算契約期間又は更新回数の上限及びその判断基準を含む。)
- (2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(変更の範囲を含む。)
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項(昇給に関する事項及び退職金に関する事項を含む)
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- (6) 無期転換の申込みに関する事項(任期付教職員に限る。)
- (7) 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口に関する事項(任期付教職員に限る。)

第3節 評価

(評価)

- 第10条 理事長は、教職員の勤務実績、職務遂行能力及び成果等(以下「勤務実績等」という。)について、評価を実施するものとし、その評価の結果に応じた措置を講ずる。
- 2 教職員の評価の方法等については、別に定める。

第4節 昇任及び降任

(昇任)

- 第11条 教職員の昇任(上位の職に就けることをいう。以下同じ。)は、選考により行う。
- 2 前項の選考は、勤務実績等の評価に基づいて行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、教職員の昇任については、教員選考規程及び職員選考規程の定めるところによる。

(降任)

- 第12条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、降任(上位の職を解任し、下位の職に就けることをいう。以下同じ。)をすることができる。この場合において、当該教職員の給与を調整するものとする。
- (1) 勤務実績が著しく不良な場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合
- (3) 職務を遂行するために必要な資格又は適格性を欠く場合
- (4) 本人が希望し、これを理事長が認めた場合
- (5) 組織の改廃若しくは過員を生じた場合又は経営上若しくは業務上やむを得ない事由による場合
- 2 理事長は、教職員を降任する場合には、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、教職員の降任については、公立大学法人山梨県立大学教

職員の懲戒等に関する規程（以下「懲戒等規程」という。）の定めるところによる。

第5節 異動

（配置）

第13条 理事長は教職員の配置について、法人の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

（異動）

第14条 理事長は、教職員に対し、法人の業務の都合により、配置換及び兼務（以下「配置換等」という。）を命じることができる。

2 配置換等を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3 前2項に定めるもののほか、教職員等の配置換等に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

（赴任）

第15条 異動を命じられた教職員及び新たに採用された教職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

第6節 休職

（休職）

第16条 理事長は、教職員（試用期間中の者を除く。以下この条から第19条までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

（1）心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合

（2）刑事事件に関し起訴された場合

（3）前各号に掲げる場合のほか、理事長が認めた場合

2 前項第1号の規定により教職員を休職にする場合には、医師の診断書に基づき理事長が判断する。

3 理事長は、教職員を休職にする場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、教職員の休職については、懲戒等規程の定めるところによる。

（休職の期間）

第17条 前条第1項の規定による休職の期間（以下「休職期間」という。）は、次の各号に定めるところによる。

（1）前条第1項第1号及び第3号に該当する場合 必要に応じ、3年を超えない期間で理事長が定める期間

（2）前条第1項第2号に該当する場合 当該刑事事件が裁判所に係属する期間

2 任期付教職員の休職期間が満了する日は、当該任期付教職員の任期満了日を超えることはできない。

3 前条第1項第1号に掲げる場合に該当し、休職していた教職員が復職後3月以上正常な勤務をせず同一の事由及び類似の事由により再び休職を命じられた場合の休職期間については、復職前の休職期間を通算するものとする。

（復職等）

第18条 理事長は、第16条第1項の規定により休職とした事由（以下「休職事由」という。）が消滅したときは、当該教職員を速やかに復職させる。

2 理事長は、休職期間の満了前であっても、休職事由が消滅したと認める場合には、復職させるものとする。

3 教職員が第16条第1項第1号に規定する休職から復職する場合にあっては、休職期間の満了する日までに、医師の診断書を添えて復職を願い出なければならない。

4 休職とした教職員を復職させる場合においては、原則として休職する前の職務に復職させるものとする。ただし、業務の都合その他の事情により異なる職務に就かせることができる。

（休職者の身分及び給与）

第19条 休職者は、教職員としての身分は有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与については、公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

第7節 退職及び解雇

（退職）

第20条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、教職員としての身分を失う。

- (1) 次条の規定により退職願を提出し、理事長が承認した場合 理事長が退職日として承認した日
- (2) 第22条の規定により定年に達した場合 定年退職日
- (3) 第23条の規定により定年の特例が認められた教職員の雇用期間が満了し、雇用期間の更新がされない場合 雇用期間満了日
- (4) 第24条の規定により再雇用された教職員の雇用期間が満了し、雇用期間の更新がされない場合 雇用期間満了日
- (5) 任期付教職員の雇用期間が満了し、雇用期間の更新がされない場合 雇用期間満了日
- (6) 第16条の規定により休職を命じられている者が、休職事由が消滅し、又は休職期間が満了してもなお復職できない場合 休職期間満了日
- (7) 死亡した場合 死亡日

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出た教職員が第44条第1項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続を行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。

（自己都合退職）

第21条 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の1月前までに、文書をもって理事長に申し出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

（定年退職）

第22条 教職員の定年は、教員（助手を除く。）は満65歳、職員及び助手は満60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日を定年退職日とする。

（定年の特例）

第23条 前条の規定により定年に達した教職員について、特別の必要がある場合は、その教職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き勤務させることができる。

2 理事長が前項の事由が引き続き存ずると認める場合は、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（再雇用）

第24条 理事長は、定年に達する教職員で再雇用を希望する者について、第25条に規定する解雇事由に該当する場合を除き、任期を定め採用するものとする。

2 前項に定めるもののほか、教職員の再雇用については、公立大学法人山梨県立大学教職員再雇用規程の定めるところによる。

（解雇）

第25条 理事長は、教職員が第1号から第4号まで若しくは第7号のいずれかに該当する場合又は法人が第5号若しくは第6号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務実績等が著しく良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、職務を遂行するために必要な適格性を欠く場合
- (4) 試用期間中又は試用期間満了時に本採用が不適当と認められる場合
- (5) 事業活動の縮小その他法人の経営上やむを得ない事由により解雇が必要と認め

た場合

- (6) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
- (7) その他前各号に準ずる事由がある場合

2 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇する。ただし、教職員が第2号に該当する場合でその刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたときにあつてはその情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該教職員を解雇しないことができる。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

3 前2項に定めるもののほか、教職員の解雇については、懲戒等規程の定めるところによる。

(解雇制限)

第26条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

(1) 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間。

ただし、療養開始後3年を経過した日において地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合はこの限りでない。

(2) 労働基準法第65条に定める産前産後の休業する期間及びその後30日間。

2 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合は、この限りではない。

(解雇予告)

第27条 理事長は、教職員を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告しない場合にあつては、30日分に相当する平均賃金を支給する。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく解雇するものとする。

(1) 試用期間中の者を採用の日から14日以内に解雇する場合

(2) 第45条第4号に定める懲戒解雇をする場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき。

(3) 天災事変その他やむを得ない事由のために法人の事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の認定を受けたとき。

(退職又は解雇後の責務)

第28条 退職した者又は解雇された者は、法人から借用している物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書)

第29条 理事長は、教職員であった者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、証明すべき事項を限定して請求があつた場合は、この限りではない。

(1) 勤続期間

(2) 業務の種類

(3) 職位

(4) 給与

(5) 退職の事由（解雇された場合は、その理由を含む。）

第3章 給与及び退職手当

(給与)

第30条 教職員の給与については、給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第31条 教職員の退職手当については、公立大学法人山梨県立大学教職員退職手当規程の定めるところによる。

第4章 服務

(誠実義務)

第32条 教職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 教職員は、日常行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 教職員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務)

第33条 教職員は、法令、この規則及び法人の諸規程（以下「法令等」という。）を遵守し、上司の指揮命令に従い、その職務を遂行しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員の服務については、公立大学法人山梨県立大学教職員服務規程の定めるところによる。

(職務専念義務)

第34条 教職員は、法令等に定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、法人がなすべき責を有する業務に従事しなければならない。

2 教職員は、あらかじめ理事長の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることのできる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 法人が実施する健康診断を受ける場合

(3) その他理事長が適当であると認める場合

(信用失墜行為の禁止)

第35条 教職員は、法人の名誉若しくは信用を失墜し、又は教職員全体の名誉を毀損する行為をしてはならない。

(守秘義務)

第36条 教職員は、職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(兼業)

第37条 教職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の職務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員の兼業については、公立大学法人山梨県立大学教職員兼業規程の定めるところによる。

(職務に係る倫理)

第38条 教職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教職員の職務に係る倫理については、公立大学法人山梨県立大学教職員倫理規程の定めるところによる。

(人権侵害の防止及び排除)

第39条 教職員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、育児休業等に関するハラスメント、その他の人権侵害（以下「人権侵害」という。）をいかなる形でも行ってはならず、これの防止及び排除等に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、人権侵害の防止及び排除等については、公立大学法人山梨県立大学人権侵害の防止等に関する規程の定めるところによる。

第5章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間等)

第40条 教職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人山梨県立大学教職員の勤務時間等に関する規程の定めるところによる。

(育児休業及び介護休業)

第41条 教職員のうち、3歳に満たない子の養育を必要とする者は、育児休業の適用を受けることができる。

2 教職員は、疾病等のため介護を要する者を介護する場合は、介護休業の適用を受けることができる。

3 前2項に定めるもののほか、育児休業及び介護休業については、公立大学法人山梨県立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程に定めるところによる。

第6章 研修

(研修)

第42条 教職員は、業務に関し必要な知識、技能等を向上させるため、研修に参加することを命じられた場合は、研修を受けなければならない。

2 法人は、教職員の研修の機会の提供に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、教職員の研修については、公立大学法人山梨県立大学教職員研修規程の定めるところによる。

第7章 表彰

(表彰)

第43条 教職員が特に顕著な業績を上げた場合、特に法人の名誉を高める行為を行った場合その他特に他の教職員の模範となる行為を行った場合には、表彰を行う。

2 前項に定めるもののほか、教職員の表彰については、公立大学法人山梨県立大学教職員表彰規程の定めるところによる。

第8章 懲戒等

(懲戒)

第44条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行うことができる。

(1) 正当な理由なく無断欠勤し、又は遅刻、早退を繰り返すなど、勤務を怠った場合

(2) 正当な理由なく業務上の指示及び命令に従わなかった場合

(3) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合

(4) 刑法犯に該当する行為があった場合

(5) 私生活上での非違行為又は法人に対する誹謗中傷等によって、法人の名誉を傷つけ、又は業務に影響を及ぼすような行為があった場合

(6) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合

(7) 重大な経歴詐称をした場合

(8) その他法令及び就業規則その他諸規程に違反した場合

(9) 前各号に準ずる行為があった場合

2 理事長は管理監督下にある教職員に前項各号に規定する行為があったときは、当該管理監督者をその監督責任により懲戒処分を行うことができる。

3 理事長は、教職員に対し懲戒処分を行う場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、教職員の懲戒に関し必要な事項は、懲戒等規程の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第45条 懲戒の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒めること。

(2) 減給 始末書を提出させ、給与を減額する。ただし、その額は、1回の額が労働基準法第12条に定める平均賃金の1日分の半額を超えず、その総額が一給与支給期における給与の総額の10分の1を超えない範囲内とする。

(3) 停職 始末書を提出させ、1日以上6月以下の期間、職務に従事させないこと。この期間中、いかなる給与も支給しない。

(4) 懲戒解雇 予告をすることなく、即時に解雇すること。この場合において、退職手当は支給しない。

(訓告等)

第46条 理事長は、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書又は口頭により、訓告又は注意を行うことができる。

(損害賠償)

第47条 理事長は、教職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合においては、前2条の規定による懲戒処分又は訓告等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第9章 安全衛生

(安全衛生管理)

第48条 理事長は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令に基づき、教職員の安全の確保及び健康の保持増進を図るため、教職員の安全及び衛生に関し、必要な措置を講じるものとする。

2 教職員は、安全の確保及び健康の保持増進について、関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、理事長が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、教職員の安全及び衛生については、公立大学法人山梨県立大学教職員安全衛生管理規程に定めるところによる。

第10章 出張

(出張)

第49条 理事長は、職務上必要がある場合には、教職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた教職員が出張を終えたときは、速やかに文書又は口頭をもって、その状況を報告しなければならない。

(旅費)

第50条 第15条に規定する赴任及び前条に規定する出張に要する旅費については、公立大学法人山梨県立大学教職員旅費規程の定めるところによる。

第11章 福利厚生

(福利厚生)

第51条 理事長は、教職員の健康と福祉の増進のために必要な措置を行う。

第12章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第52条 教職員が業務上又は通勤上で災害を被った場合の補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

第13章 職務発明等

(職務発明等)

第53条 教職員の職務発明については、公立大学法人山梨県立大学教職員等職務発明規程の定めるところによる。

第14章 雑則

(委任)

第54条 この規則に定めるもののほか、教職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に地方公務員法、山梨県条例、同規則、山梨県立大学の学内規程及びその他関係法令等（以下「地方公務員法等」という。）により発令又は承認を受けていた教職員が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人に承継された場合には、法人から別に辞令を発せられない限り、当該発令又は承認の効力を継承する。

3 この規則の施行日前に地方公務員法等により、教職員が懲戒、分限処分を受けていた場合についても、前項と同様に効力を継承するものとする。

4 この規則の施行日前に行った教職員の非違行為は、この規則の施行後の法人の教職員として行ったものとみなし、第44条の規定を適用するものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から適用する。